

「緊急かごっまぜ口災運動」展開中
- H29.12.31 まで -

11月は「労働保険適用促進強化月間」



労働保険(労災保険及び雇用保険)は、原則として、労働者を一人でも使用している事業場は適用事業(労働保険の適用を受ける事業)となり、その事業主は労働保険の加入手続きを行う必要があります。しかしながら、当署管内においても、小規模事業場を中心に、今なお、未手続事業場が存在しています。**労働保険の加入手続きをとられていない事業主の方は、今すぐ、加入手続きをしましょう。**

名瀬労働基準監督署労災課：0997-52-0574

11月は「過重労働解消キャンペーン期間」

- あなたの職場、働き過ぎていませんか? -



過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。厚生労働省では、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

過重労働による健康障害等を防止するためにも、**労働時間を適正に把握**し、次の措置を講じましょう。

【過重労働による健康障害を防止するために】

- 時間外・休日労働時間を削減しましょう。
- 年次有給休暇の取得を促進しましょう。
- 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

【賃金不払残業を解消するために】

- 職場風土を改革しましょう。
- 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- 労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)

平成 29 年 10 月 28 日(土)9 時~17 時 0120-794-713

働き方・休み方改善ポータルサイト
~ 効率的に働いてしっかり休むために ~
企業の皆様が自社の社員の働き方・休み方の改善に是非ご活用ください。
(<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>)

職場のあんぜんサイト
(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>)
労働災害統計 災害事例
リスクアセスメントの実施支援システム
化学物質 免許・技能講習

あんぜんプロジェクト
(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>)
労働災害のない日本を目指してともに活動していただけるメンバーを募集しています。

労災かくしは犯罪です。

労災事故があった場合は、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出してください。労災事故に健康保険は使えません。

「労基署だより」は、労働局ホームページ(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/kantoku/naze-rouki.html)に掲載しています。



第 124 号
H29.10.12

名瀬労働基準監督署
TEL 0997-52-0574
FAX 0997-52-6869

鹿児島労働局 H P
(<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

鹿児島県の最低賃金
1 時間 **737 円**
(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/kagoshima-roudoukyoku/jireitoukei/pamphlet_leaflet/roudo_u_kizyun/saitin/saitin.pdf)

労働条件相談ほっとライン
長時間労働や賃金不払残業などのご相談を夜間・土日に無料で受け付けます。
0120-811-610

働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」
(<https://kokoro.mhlw.go.jp/>)

労働基準関係法令各種様式集
(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu.html)